

JAバンク優遇プログラム規定

1 内容

「JAバンク優遇プログラム」（以下「当サービス」といいます。）は、サツク農業協同組合（以下「当組合」といいます。）所定の基準によりお客様の取引内容をポイントに換算し、合計ポイントに応じて3段階（以下「ステージ」といいます。）を設定し、ステージに応じて手数料・各種サービス等の優遇を提供するサービスです。

2 対象

対象は当組合とお取引のある個人の方に限ります（事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外とします）。

3 開始時期

本サービスは、当組合所定の日からサービスの提供を開始します。ただし、優遇の種類によっては、当組合所定の登録手続を行った日より提供開始となる場合があります。

4 ポイント・ステージ

(1) サービス提供開始日の前月末日時点における当組合所定の取引に応じてお客様のポイントを決定し、ポイント合計に応じて当月25日から翌月24日までステージを適用します。

(2) お客様に適用するステージは、毎月25日に更新します。

(3) ポイント対象となる取引項目、内容、各ポイントについては次の通りとします。ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。

ポイント対象取引	取引内容	ポイント
給与・賞与振込	一定期間内に給与・賞与振込として発信された振込を受け取られていること。	150
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	150
JAカード利用	一定期間内にJAカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払されていること。	50
正組合員資格	月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	500
准組合員資格・正組合員家族	月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。または当組合の正組合員の同居家族であること。	150
定期性貯金	定期貯金または定期積金の契約があること	50
各種ローン	当組合所定のローンを利用されていること	200

(4) 金利・手数料・各種サービス等の優遇は、原則サービス提供時点のステージに応じて提供します。

(5) 各取引の得点、各ステージに必要なポイント数は次の通りとします。

	ステージ1	ステージ2	ステージ3
必要な得点	0～ 149ポイント	150～ 499ポイント	500ポイント 以上

5 優遇

- (1) 氏名、住所等に変更があったにもかかわらず、当組合所定の変更手続きを行われていない場合は、特典が受けられないことがあります。
- (2) お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合は、特典が受けられないことがあります。
- (3) 優遇内容、優遇期間については次の通りとします。ただし、その他の優遇内容の詳細については店頭等でお知らせします。

優遇項目	優遇内容	ステージ		
		1	2	3
ATM入出金手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、提携ATM(※)において有料となる入出金取引を行った場合、ステージ別の優遇回数まで手数料が無料となります。	1回 まで	5回 まで	制限 なし

(※) 対象となるATMはセブン銀行、ゆうちょ銀行、ローソン銀行、イーネットとなります。

(※) 2021年9月25日から30日のご利用においては、MICS提携行が無料の対象となります。
なお、当該期間においては取引時に手数料が発生しますが、同11月初旬にキャッシュバックが行われることにより優遇が行われます。

6 本支店間のポイント引継ぎ

- (1) 支店等の廃止、統合等、当組合の都合でお客様のお取引店を一括して変更する場合は、変更後のお取引店へ当サービスのポイントを原則引継ぎます。ただし、変更後のお取引店に従来からお取引があり、変更後のお取引店で複数の顧客番号となる場合は、ポイントの合算を行いません。
- (2) お客様のご都合でのお取引店を変更される場合、ポイントの集計が出来なくなる場合または一定期間得点集計ができなくなる場合があります。
- (3) 他組合等との譲渡、譲受、統合の場合、サービス内容が引き継がれない場合があります。

7 変更・終了

- (1) 当組合の事情により事前に通知することなく、本サービスの内容(ポイントの対象となる取引、ポイント、ステージ、優遇内容、規定等)を変更、または本サービスを終了することがあります。
- (2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が

受けられないことがあります。

- ①お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合
- ②お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合
- ③すでに利用されているローンを延滞されている場合
- ④契約者本人が亡くなった場合
- ⑤金融情勢の変化、その他当組合が相応の事由があると判断した場合

8 免責事項

災害・事変等当組合の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、ポイントや優遇の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

令和3年9月1日現在